

令和6年度 高島平地域分野別まちづくり検討調査業務委託

プロポーザル方式実施要領

令和6年1月30日
令和6年度高島平地域
分野別まちづくり検討調査業務
委託事業者選定委員会決定

(目的)

第1条 この要領は、板橋区が発注する令和6年度高島平地域分野別まちづくり検討調査業務委託（以下「本件業務」という。）に係る、プロポーザル方式による事業者選定が、円滑かつ適正に行われることを目的とする。

(参加資格要件)

第2条 参加を希望する事業者（以下「参加者」という。）は、次の各号を全て満たしているものとする。

- (1) 板橋区入札参加資格(東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格取得者)を有していること
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと
- (3) 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱(平成17年3月31日区長決定)による指名停止を受けていないこと
- (4) 参加者及びその役員等が以下の項目に該当していないこと
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)による暴力団員等である場合又は暴力団員等が経営に事実上参加している
 - イ 暴力団員等を雇用している
 - ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している
- (5) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと
- (6) 見積金額が各年度の契約上限金額の範囲内であること

2 プロポーザル方式への参加者が契約締結までの間に前項に規定する参加資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で参加資格を失う。また、提案採用者となっていた場合は、決定を取り消す。

(募集方法)

第3条 参加者の募集は、別紙の「令和6年度高島平地域分野別まちづくり検討調査業務委託プロポーザル実施説明書」(以下「実施説明書」という。)のとおり実施し、高島平まちづくり推進課及び契約管財課窓口における掲示、区のホームページ等に掲載を行い、7日以上募集期間を設定する。

(参加申込方法)

第4条 実施説明書、プロポーザル参加申込書(様式1)を高島平まちづくり推進課窓口または区のホームページにより提供し、参加者にはプロポーザル参加申込書(様式1)の提出を求めるものとする。

2 プロポーザル参加申込書(様式1)とあわせて令和6年度高島平地域分野別まちづくり検討調査業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が必要

とする書類の提出を求めるものとする。

(参加申込書の受理)

第5条 プロポーザル参加申込書(様式1)、提案書等(様式2関係)及び選定委員会が必要とする書類が提出された場合、令和6年度高島平地域分野別まちづくり検討調査業務委託事業者選定委員長(以下「委員長」という。)は、書類等に不備がないことを確認した後ただちに受理するものとする。なお受理後、書類等に不備が見つかった場合には、参加者にすみやかに対処する旨を求めるものとする。

(質問及び回答)

第6条 参加者から質問書(様式3)による質問があった場合、委員長は、すみやかに回答書を作成し、全ての参加者に周知するものとする。

2 質問については、質問書(様式3)により電子メールで行うこと。また、質問及び回答については、ホームページで公開する。

(第一次審査)

第7条 選定委員会は、第一次審査を書類審査により実施する。

2 選定委員会は、別表1に定める参加資格要件、審査項目及び審査基準に基づき第二次審査に進む参加者(以下「一次審査通過者」という。)を選定する。

3 一次審査通過者は、別表1-2及び1-3の評価点の合計が高い者から順に3者を限度として選定する。ただし、別表1-1について一項目でも満たしていない場合、別表1-2について選定委員会の評価点の小計の平均が10点を超えない場合、又は、別表1-3について選定委員会の評価点の小計の平均が満点の半数を超えない場合は、一次審査通過者とはしない。

4 前項において、評価点の合計が高い者が同点で複数いる場合は、重点項目の評価点の合計が高い順に決定する。またこの重点項目の評価点も同点の場合は、委員の多数決により決定する。

5 前項の多数決については委員長を除く委員で行い、委員長は前項での多数決の結果が同数の場合の決定を行うものとする。

6 委員長は、参加者に対して提案の可否について通知するものとする。

7 一次審査通過者に対する前項の通知には、第二次審査(プレゼンテーション審査)の日時、場所等の詳細を明示する。

8 一次審査不通過者に対する第6項の通知には、評価結果を明示する。

(第二次審査)

第8条 委員長は、提案採用者を決定する第二次審査を行うため、選定委員会を開催するものとする。

2 選定委員会は、一次審査通過者に対し次の項目を実施させ、別表2の評価項目及び評価基準に基づき、審査を行う。

(1) 一次審査通過者による提案内容の説明(プレゼンテーション)

(2) 一次審査通過者への質疑応答

3 選定委員会は、第一次審査及び第二次審査の評価点の合計が最も高い者を提案採用者として決定する。ただし、別表2の評価点の合計の平均が満点の6割を超えない場合は、提案採用者とししない。

4 前項の評価点が高い者が同点で複数いる場合は、別表2に定める重点項目の合計点の高い順に決定する。またこの重点項目の合計点も同点の場合は、委員の多数決により決定する。

5 前項の多数決については委員長を除く委員で行い、委員長は前項での多数決の結果が同数の場合の決定を行うものとする。

6 委員長は、選定委員会の選定結果報告に基づき決定した提案採用者及び不採用者に対し、結果を通知する。

(提案採用者の辞退及び参加資格要件喪失)

第9条 提案採用者が辞退した場合及び第2条第2項の規定に該当する場合には、前条3項の評価順位が次順位の者を提案採用者とすることができる。ただし、第二次審査の評価点の合計の平均が満点の6割を超えない場合は、提案採用者とししない。

(公表)

第10条 第二次審査終了後に、第一次審査及び第二次審査に係る以下の項目を公表する。

- (1)審査項目
- (2)審査基準
- (3)審査結果(順位、評価点等)
- (4)評価点の内訳
- (5)提案採用者の事業者名及び提案価格

(委託仕様書の協議)

第11条 板橋区は、発注する本件業務の委託仕様書の内容について、提案採用者と協議し、その内容を決定する。

(雑則)

第12条 この要領に定めたもののほか、プロポーザル方式の実施に必要な事項については、委員長が別途定める。

付 則

(施行期日)

この要領は、令和6年1月30日から施行する。

(廃止年月日)

この要領は、契約締結日をもって廃止する。